

# 小山工業高等専門学校教員学寮宿日直規程

制 定 昭和49年1月1日

最終改正 平成22年4月1日

## ( 総 則 )

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)教員の学寮宿日直勤務(以下「宿日直」という。)は、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則(以下「機構教員宿日直規則」という。)に定める場合又は法令等に定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

## ( 勤務体制 )

第2条 教員の宿日直勤務者(以下「宿日直者」という。)は、本校の専任教員とする。

2 教員は、原則として輪番で1名が、宿日直に従事するものとする。

## ( 宿日直の免除 )

第3条 宿日直を免除することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 停職及び休職中の者
- 二 健康診断の結果、宿日直勤務が不相当と指示された者
- 三 公務による長期出張を命ぜられている者
- 四 転入者又は新規採用者で、着任後又は採用後1月を経過しない者
- 五 当該年度中に、満60歳以上となる者
- 六 その他校長が特に認めた者

## ( 宿日直日 )

第4条 宿日直日は、小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定)第5条第1項第4号から第7号までに規定する休業日を除く日とする。ただし、特別の事情により、校長が必要と認めた場合は、この限りでない。

## ( 宿日直時間 )

第5条 宿日直時間は、次のとおりとする。

宿直 午後5時00分から翌日の午前8時30分まで

日直 土曜日、日曜日又は休日等の午前8時30分から午後5時00分まで

## ( 宿日直の命令及び割振り )

第6条 宿日直は、校長が命ずる。

2 宿日直の割振りは、副校長(寮務主事)が定め、校長の決裁を得たうえ、実施する月の7日前までに各教員に通知するものとする。

## ( 宿日直の交代 )

第7条 宿日直者は、疾病その他やむを得ない理由により勤務日に勤務できないときは、あらかじめ交代者を定め、たうえ、「宿日直勤務交代承認願」を寮務係に提出し、校長の許可を得て交代することができる。

## ( 宿日直の内容 )

第8条 宿日直の内容は、機構教員宿日直規則第3条第1項に定めるもののほか、必要により、別途定めるところとする。

## ( 教員当直日誌 )

第9条 宿日直者は、「教員当直日誌」に必要事項を記入のうえ、校長に提出するものとする。

2 「教員当直日誌」の取り扱いについては、秘密の保持に努めるものとする。

(勤務の引継)

第10条 宿日直者が、勤務に従事するときは、前任者又は寮務係から所要事項の引き継ぎを受け、勤務が終了したときは、後任者又は寮務係にこれを引き継ぐものとする。

(警備員との連絡)

第11条 宿日直者と警備員とは、常に連絡を密にするものとする。

(非常時の措置)

第12条 火災・地震等の非常災害があったとき、又はそのおそれがあるときは、宿日直者は、警備員等と協力して、臨機の措置を講ずるものとする。

(事務)

第13条 宿日直に係る事務は、寮務係で所掌するものとする。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、校長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和49年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。